

測だけでなく、防衛施設庁の公式な見解を求めるわけです。それをするのが市長の役目ではないかと思えますので、一つはっきりしたいいただきたい。

それから第三番目の課長の答弁は全くばかにした答弁をしているのではないかと思います。課長は何を考えているのですか。福生に対して一貫して要望書を出しているわけです。そして先ほどいったように、武蔵村山市に対してでたらめなことをやっているわけでしょう。それはどうしてなんですか。けじめをつけておかないと福生に対してでたらめなことをやらないという保証はないわけでしょう。とたいうっかり予算を組むのを忘れましなというようなことまで理由に書いてあるわけです。これは少くとも公式文書ですから、そういう点をはっきりさせていただきたい。そのまま確認しなかつたということは急満です。これは少くとも一番最後の全員協議会でも質問がなされていくわけです。一回も質問がされなかつたことではないし、議員からも武蔵村山市からは千五百十トンしかもらっていないというように議員からも問題提起がなされており、もっと調査しなければだめだとい

うことになっているわけで、これは課長も十分知っているはずですから、それを調査しないとは何ごとですか。

それから横田基地の地下水の水量の問題はいいのか。昭和四十九年度で少くとも三本の井戸から四千三百八十三トンの水が出ていたことがデータに出ているわけです。井戸番号をいいますと、ナンバー四三九が千百六十トン、ナンバー二七が千七百十五トン、ナンバー二五七が千五百六十二トン。これは平均ですからいろいろ上下があると思いますが、合わせて四千三百八十三トンの水が出ているが、次の昭和五十年年度になりますと五〇％も減って二千三百二十四トンになってしまふというデータになっているわけですから、すると昭和五十年年度で五千二百二十トンの揚水可能量になるといっているわけですから、三本の井戸では二千三百二十四トンしか取れない。あとの二千八百九十トンはどうなるのかということを課長は調べているのかどうか。ですから幾ら基地の地下水が減りますと減りますといっても、年々一〇％程度減るといっているが、一番出ている井戸が一年間で急に半分に減ってしまうというデータになっているが、その点をこの場で確認したい

のです。

それから核の問題、七市二町の要望書の問題は基地に係るが、市長はこの要望書の中です。今回の証言は米軍機に当該基地云々と、これは横田基地のことだと思いますが、核の持ち込みを疑わざるを得ませんという認識に立っているのかどうか。これは先ほどから聞いていたのですが、要望書に連署しているわけですから少くともそういう認識に立っていないわけではないのです。その点をはつきりさせていきたいと思います。

それから広報の問題について、多くは述べませんが、しかし給水問題をカットされた措置については、市民の疑惑を招くということがあるわけですので、今後そのようなことを絶対にやるはならないと思います。この点強く要望いたします。

以上のことについて明確に答えたいと思います。

○水道課長（井上久男君） 資料の水量でございますけれども、昭和四十八年度から昭和五十年年度までについての水量につきましては、二十四時間運転可能時の水量をもとに計算をしております。したがい

まして昭和五十一年度につきましては、米軍側の施設の状態からして十六時間の運転で計算してあるわけでございます。昭和五十一年度以降の分は基地視察の際にもうた資料に基づく五千八百六十三トンで、これにつきましては年々水量が減っておりますので、最終的な数字が二千三百二十四トンであり、この差についてはご理解いただければならないかと思えます。

○市長（石川常太郎君） ご答弁申しあげます。

第一点でございますが、防衛施設庁からの申し込みを受け、かなり時間を費している調査をしたわけでございますけれども、体系的に判断をいたしまして、東京都におきましてなるべく市の水を引くべきであるという結論をお出しでございますので、市においてお引き受けするのが正しいだろうと判断したわけでございます。防衛施設庁からの申し込みが遅かったという理由がはきりしないというところがございますけれども、これにつきましては先ほど申しあげましたように、本来ならもっと早く申し込んでいただければよかったというように考えております。

それから核の問題につきまして、現実に基地内に入れていただきまして、われわれには全く存否についてはわからないわけでございますし、また説明を受けまして、核についてはあるとかないかの判断は一切できないことでございますので、市といたしましてもその筋にその後も何回かまいりまして、核は絶対ないようになうことを申し込んでございます。

最後の広報の点につきましてはそのようなことがないように気を付けます。

○水道課長（井上久男君） 武蔵村山市の水量につきましては、どのようなわけでそれだけしか取らないのかということの確認はしていいという事です。

○十番（松山清君） 第一点については義務が発生したということではないわけですね。市長の自発的な意志で給水するということですね。国からいわゆる日米地位協定第七条に基づいての申し込みを受ければやらなければならぬということか。やらなくてもいいが市長の独自の判断でやるのか。その違いを私は聞いているわけです。

福生市議会

議事録

それから第二点目の申し込みが遅かったという問題については、市長が理由らしきものをあげるとすれば申し込みが遅かったということになるのではないかといたわけですね、そのようなことはこの申入書には載っていないわけですね。遅くて申しわけありませんけれども、基地で水が五テ四百五十トン不足するから給水をしていただきたいと思いますので、特断の配慮をお願いしたいということであって、申しわけないということは書いているのです。防衛施設庁はそういうことを全然感じないのではないかと思います。それもそうだと思います。この文書が九月二十日に出されるまでには、口頭で話があったのが七月の何日かです。それから四十日以上期間があるわけですね。ですから早く出せば出せただけです。少くとも市長は防衛施設庁に対して遅くなる、迷惑なんだということをいつているのですか。私は公式な文書でそういうものを取るべきではないかと思えますし、また取りださきたいということを要求したいと思えます。

それから水道課長はこり申入書をどのように考えているのですか。



この申入書がきたために福生市から五千四百五十トンの給水をしな  
ければならないということで、市長は給水するといっているわけです。  
このぐらい重要な文書です。付属書類も含めて……、それに対  
して武蔵村山市の問題をそのままにしており、福生市はどうなん  
だということですか。武蔵村山市には基地の地下水をくみ上げな  
いということでは給水申し込みをしており、実際にはちっとももら  
っていないわけです。それでは福生市もわからないじゃありませんか。  
福生市から給水をしてもらう契約を結んだが、水を全然取らな  
りて武蔵村山市のようにほっぽっておくということも当然考えられ  
るわけです。まして水道料金も一トン七十五円という高い料金を払  
いたくないために予算措置までしていません。それで協定を結んでおき  
ながら地下水をかくほうはいくみ上げるといふことをやっているわけ  
です。これは見過ごすことのできない問題です。いまからでもいいです  
からこの問題をはっきりさせていきたいと思います。あいまいにしておいては困  
るわけです。先ほどかういつているのにちっとも確認していない。ですから  
確認しなさいといっているんですよ。地下水の揚水の問題ですが、

昭和五十一年度からは十六時間運転といっているが間違いないわけですね、  
そうしますと、このデーターによりますと昭和四十九年度は三本の井  
戸で四千三百八十トンもくみ上げてきた井戸が、昭和五十一年度にな  
ったとたんに二千三百二十四トンしかくみ上げられないのか。昭和五十一年  
度から十六時間運転といっているわけですから昭和五十一年度はそう  
ではないでしょう。それが急に半分に減ってしまうという。ところが  
片方は昭和二十年以降からくんでいるものはくみ上げ量が減っているの  
かどうか。そういう点、文書についているデーターはきわめてあいまいな  
のではないかと思います。この問題について正しいと思っているのかどう  
か。疑問に思っただのなうさ、そくこれを改めるために防衛施設庁を  
通じて回答を求めるのが正しいのではないかと思いますので、その点を  
はっきりさせていただきたい。

それからもう一回いいますが、七市二町の問題で、市長よく聞いてく  
ださい。今回のラロック証言で米軍機による核の持ち込みを疑わ  
ざるを得ませんと、市長は読んでいるでしょう。そういう認識に市  
長は立っているのかどうか。少くとも市長はこの中の人たちと署名し

ているんですから、その認識に立ちいなければおかしいわけでしょう。それにつけても答えないということは、そういう認識に立っていないのではないかと思うので、認識に立ちいかどうかはつきり答えたい。

○市長（石川常太郎君） お答え申し上げます。

第一点でございますが、飲む水が不足するということでございますので、道義的に引かざるを得ないと考えます。

防衛施設庁からの申し込みが遅れた理由につきましては、説明書的なものというご要望でございますけれども、口頭で何度も伺っておりまして、説明書を取ることは差し控えたほうがよろしいのではないかと思っております。

核の問題につきましては、私どもの立場といたしましては核を置かれては困る。いわゆる核の三原則でございますが、置いては困る。持つてきては困る。それをお願いする以外に手はございませんので、そのように努力している状態でございます。

武蔵村山市の水の件につきましては、私も申し込まれたときに、

武蔵村山市の水をあまり使っていないということを知っておりますので、前者の轍を踏むようなことがあつては困るのだが武蔵村山市の状況はどうなのかとただしましたところ、現在は地下水を使っているが、全員入居したならば武蔵村山市の水を使わせたい、ということ答弁をいただいた次第でございます。

○十番（松山 清君） 確認したいと思いますが、基地へ給水することについては、申し込みを受けて、やはり道義的に引かざるを得ないということが基本的な考えですね。それだけです。（「それでございます」と呼ぶ者あり）

それから申し込みが遅れた理由についての説明書を市として防衛庁から取る考えはないということですか。（「そのとおりでございます」と呼ぶ者あり）

それから武蔵村山市の問題ですが、全員入居してからとなりますと、この申入書とはだいぶずれてしまふわけですね。これが一番後に書けるものなういのですが一番目に武蔵村山市の問題が入っているわけです。この前例はこうしますよということを書いてあるわけ

けです。この前例が全くでたらめなんですね。昭和四十九年八月から地下水をやめるといつているがそれが全くうそである。そういう誠意のない防衛施設庁であり、きわめてでたらめなものである。それをこの申入書をうのみにして基地へ給水をするという決意をすること自体間違っていると思います。申入書は、少くとも市役所と市役所の間に出たものではなく、国と地方公共団体との間に出されたものであり、これがでたらめなものであつていいのかどうかです。お役所仕事は少くとも一字一句でも違えばいろいろさしあたりが出てくる問題だつてあるのではないですか。議会でもしばしば問題になります。ところかまらつたりでたらめな問題を申入書に書いてあるのを全く黙認してしまふことが許されていいものかどうか。私はけつして許されるべきものではないと思います。

私はもう一度いいます。この問題をはつきりさせていただきたい。いまからでもなぜ防衛施設庁から説明書を取らないのか。少くともこの申入書に書いてあるからいつているんです。水道課長からも昭和五十年年度の揚水量の問題でちつとも答弁がないんですかどう

したんですか。急に三本の井戸だけ五〇％も水が減るのですか。その点を確かめたのかどうか。確かめていなければこれから確かめるのかどうかということですか。

最後にもう一回いいますが、市長は今回の証言で米軍機による核の持ち込みを疑わざるを得ませんということとを要望書でいつているわけです。ですから市長はこの要望書を認めるかどうかといつているわけです。認めるか認めないかのどちらかだと思います。こういう認識に立つていつかないかということのどちらかをはっきりいえないわけです。短かいことはですむわけです。

○市長（石川常太郎君） あつては困りますので、何度も申しあげているように、疑つていなければ横田基地へはいかないわけです。ご賢察願いたいと思います。

○議長（塩野鉄之助君） 暫時休憩いたします。

午後一時四十四分 休憩

午後二時十八分 開議

○議長（塩野鉄之助君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○水道課長（井上久男君） お答えいたします。

第一点の武蔵村山市の件でございますけれども、これは松山議員さんがでたらめだと申されますけれども私どもとしては信じております。

第二点の揚水量の件でございますが、この表にありますように昭和四十九年度、五十年年度の水量につきましても、数字の上で二十四時間運転をしてもなおかつ水が不足するという事態に追い込まれているというところから二十四時間運転の揚水量で計算されているようにございます。

それから昭和五十一年度以降については、昭和五十年年度ですでに七本井戸を使ううち三本の揚水量が二千三百二十四トン、これは市から給水を受けただけの場合に、二十四時間のふる運転をしているものをその場である程度緩和して十六時間運転にして、それだけ井戸に無理をさせないということから計算されたものと推測しております。

わかりにくいかもしれませんが、その程度で了解いただきたいと

思います。

○議長（塩野鉄之助君） 松山議員、先ほどより質問回数が多かったので要約

してお願いいたします。

質問はあと一回だけということをお願いいたします。

○十番（松山 清君） 再三にわたっていつているわけですから、いつみれば結局遅れて福生市に申し込まれたことに対して、全く追究をし積極的に明らかにするという立場に立っていないことがはっきりしたのではないかと思います。政府のいつていることをうのみにして何でもやるというきわめていまの政府に対して市長が追隨的な態度にあることがはっきりとあらわれているのではないかと思います。

それから申入書の内容にある武蔵村山市の給水問題についても全く確かめることも十分にしていない。私も先ほどから質問しておりますが、資料に書いてあることと全く別なことが現在起きているにもかかわらず、それが正しいんだということをいうのは重大なことだと思えます。まさに行政をあずかるものとして疑わざるを得ないし、現実的に起きていることと書いてあることが違ってもかかわらずこういうことを黙認

してしまうこと、これは今後いろいろな行政の問題についてもこういう問題がけっして起こらないということはいえないわけであって、私は強くこの申入書の中にある武蔵村山市の問題について究明すべく要求したいと思えます。

それから核の持ち込みがされる疑いがあると、市長自身横田基地に對して核の持ち込みを疑わざるを得ないという認識に立っているということであれば、そういう基地に對して市民の大切な水を五千四百五十トンも給水すること自体重大な誤りだと思えます。まさに市長の疑わざるを得ないというのと給水するという矛盾することを平気でやろいろのではないか。そこで私はこの給水問題については絶対に認められないということを表明するものであります。

○二十番（宮沢良一君） 三点ほど簡単に質問いたしますので、市長も簡単に私の質問の核心にふれた答弁をお願いいたします。

市長は再三国から強くいわれるから早くしないといけないということであるが、どうしてもその辺がよく理解できませんので伺うのですが、地方自治体の住民福祉を第一に考えての決意なのか。閣議員

も先ほどふれてあります。また松山議員に對しては道義的にもいわれましたが、給水をするこゝについてはいつまでにするとか秘密協定でもできているのではないか。あるいは議会として何か約束ができていないかというふうな気がするものですがこの点どうなのか。

第二点は、水道設置等に関する条例は「市民」を「市民等」に改めるということですが、「市民」と「市民等」という違ふのかわかりやすく説明願いたいと思えます。

第三点は、第四期拡張事業計画の範囲の中で行つと、これは第四期拡張事業計画に關係なくするのかわいか。全員協議会においての市長と課長との食い違いがあるわけですのでこの点を確認しておきたいわけですね。

以上の三点について答弁を願いたいと思えます。

○市長（石川常太郎君） 宮沢議員さんにお答えいたします。

第一点でございますが、秘密協定とか約束は全然ございません。横田基地集約対策特別委員会の先生方とほとんどご同道しておりますしほかには何もございません。

二点目につきましては助役からご答弁申しあげます。

三点目につきましては、私も顧みまして少々ことばの使い方が不明瞭であったことをおわび申しあげるわけでございますが、第四期拡張事業計画の中でいたします。第四期拡張事業計画とは別ものではございませんで、第四期拡張事業計画の中でいたすものでございます。あとは助役からご答弁申しあげます。

○助役（篠崎俊夫君） 第二点の「住民等」についてご説明申しあげます。

住民の定義につきましては、地方自治法第十條に規定があるのでございます。読んでみますと、市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とするということでございます。二項には、住民は法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分担する義務を負うと規定されております。住民は申しあげるまでもなく住所を有する者でございますので、具体的には住民個人としては住民基本台帳法で定められた住民台帳に登録されている者、法人については本社が住所になるわけでございます。この

二つが住民でございます。

それから住民以外の者といましては、旅行者であるとか、あるいは住所を有する者とか、あるいは法人でございますと本社は日本橋にあるけれども支所、事業所が福生にあるというものは住民には入りません。そういうことで基地の人たちももちろん住民には入りません。先ほどの閣議員さんのご質問にお答え申しあげましたように、福生市の条例でも「市民等」と「等」を使っている条例も福生市営野球場設置及び管理条例、福生市営水泳場設置及び管理条例、福生市民体育館条例等がございますので、ここでも「等」を入れて明確にしようという考えでございます。

○二十番（宮沢良一君） 第一点の市長の答弁で、秘密協定はないということですが、それならば見返りのものを約束されてきたのかどうか。あるいはただ道義的ということであると、こちらが道義的にいくなればやはり国にも道義的に出てもらう必要があると思うわけですので、この点について一つお願いしたい。

○市長（石川常太郎君） 先ほど申しあげましたとおりでございます。

秘密の約束は一つもございません。

なお、今回の場合は道義的な問題でございまして、たいへんこれは卑近な例で、例としては多少違いかもしれませんが、昔の話に、上杉謙信が武田信玄に塩を送ったということに幾分類する問題でございます。

国の道義的責任ということにつきましては、あまりにも性急であるということをおの立場から再三責められています。

なお一つ付け加えますが、私は都と折衝の過程におきまして、また都のいままでのおことはあるいは文書等によりまして、市が申し込みを断つた場合には都において当然申し込を受け給水するのではないだろうかとの個人的判断をいたしましたわけでございます。

そのようなことでございまして、国への道義的な責めというものは私から常々口頭をもちましていろいろいうわけでございます。

以上、ぜひ一つご考察いただきましてご了解賜わりたいと思います。

○二十番（宮沢良一君） 先ほどからも出てありますが、市民の大半が基地反対を示しているということ、また最近では青森県の原子力船を



つの寄港反対を住民の決意で押し切ったということもありますので、やはりもう少し都移管まで待つべきであると私は考えます。

また人道的な問題かもしれませんが、基地視察等においても基地側に質問しても毎日新聞に聞きなさいとか、その姿勢があまりにもまじめでない。やはり市長自身一人で苦しむことはない。国にもっと真剣に考えさせる必要があると思うわけです。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で質疑を終わります。

○十七番（関 米吉君） この際動議を提出いたします。

本問題につきましてはいろいろと解明されなければならぬ問題が多々ありますので、本問題につきましては十二分な審査を要するということ立場から、担当委員会に付託し審査せしめられるよう要求いたします。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） ただいま関議員から所定の賛成者を得て、本二案を委員会付託されたいとの動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご要議ありませんか。